

「水道料金の適正水準について（答申）」の概要

令和6年1月29日に倉敷市水道局は、倉敷市水道事業経営審議会に対して、「水道料金の適正水準について」諮問を行いました。それを受け、6月21日に同審議会の天王寺谷達将会長から市長に対し、次のとおり答申がありました。

1 答申の概要

水道料金算定の対象となる料金算定期間を令和7年度から令和9年度の3年間とし、昨今の物価上昇の影響や水道施設の更新・耐震化の必要性、世代間の公平性を考慮し、水道料金の適正水準について算定を行った結果、料金収入203.6億円に対し、電力費等の諸経費や水道施設更新等に必要な費用は246億円となり、42.4億円不足することから、平均改定率20.82%の引き上げが必要とされました。

2 審議会からの要望事項

今後もより一層の経営努力を行うとともに、水道施設の計画的な更新や耐震化を進め、災害に強い水道事業の構築に努められたい。

3 水道料金の試算（20.82%の料金改定を行う場合）

1か月の使用水量20m³（4人世帯平均）の場合（税込み）

現 行 料 金	改 定 後	現行料金との差
2,200円	2,658円	458円

※2か月（検針1期分）に40m³使用した場合の現行料金は4,400円であり、料金改定を行う場合、料金は5,317円、現行料金との差は917円となります。

4 今後の予定

答申を尊重し、市民生活への影響を考慮した上で、料金改定について検討していきます。